

県民の友 2

No.1026
令和6年
[2024]

月号



県政最前線

だれもが幸せになれる
社会をめざす

だれもが
幸せになれる
社会をめざす

問 人権施策推進課
073・441・2566
073・433・4540

基本的な人権の尊重をうたった日本国憲法により、すべての人に法の下での平等と幸福追及の権利が保障されています。

しかしながら、今もなお、部落差別や、障害のある人、性的少数者に対する不当な差別など、さまざまな人権侵害が起きています。

社会の理解が進まないことにより、不利益を受けた人、生きづらさを感じ、悩みを抱えている方がいます。



部落差別の解消

県では、あらゆる差別の解消に取り組むとともに、お互いを尊重し、だれもが幸せになれる社会の実現をめざします。

そのため、令和5年12月議会において「部落差別の解消の推進に関する条例」の一部を改正するとともに、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」を制定しました。また、令和6年2月からは性的少数者に対する不利益や不都合の解消に向けた「パートナーシップ宣誓制度」を導入します。



多様な性の在り方の尊重



障害を理由とする差別の解消

部落差別の解消

部落差別を許さない

問 人権政策課

073・441・2560 FAX 073・433・4540

和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例

(令和2年3月施行)

基本理念

- 部落差別は基本的人権の侵害であり、部落差別を行ってはならない。
- 行政、県民、事業者等が一体となって、部落差別の解消に取り組む。

部落差別の禁止

- インターネットを利用した部落差別を行ってはならない。
- 結婚や就職に際しての身元の調査による部落差別を行ってはならない。
- その他あらゆる行為による部落差別を行ってはならない。

部落差別解消に向けた取組

- 教育・啓発
部落差別に関する理解と認識を深めるための研修会や講演会を開催
- 相談体制の充実
相談への対応、相談担当職員の資質向上
- 実態の把握
インターネット上の部落差別に関する書き込みの把握、県民意識の把握
- 差別事象への対応
部落差別を行った人に対し、部落差別を行わないよう指導し、従わない場合は勧告

部落差別に関する県民の意識の現状

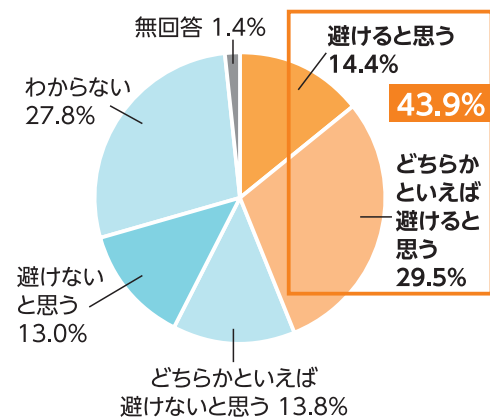
県では、令和4年6月に「同和問題(部落差別)に関する県民意識調査」を実施しました。

その結果、この5年の間で「同和地区は治安が悪い」や「同和地区の物件は避けた方がよい」などの発言を聞いたことがある人の割合が回答者(1,213件)の27.4%であったほか、同和地区の人との結婚に否定的な意識を持つ人は17.4%、同和地区にある物件に対して忌避意識をもつ人は43.9%に及びました。

こうした差別意識や偏見は、結婚など自身の身近な問題となった場合に、身元調査等の行為に及ぶことにより、表面化することがあります。また、事業者がこういった住民の差別意識の影響を受けて事業活動を行うことで、さらなる差別行為につながるおそれもあります。

同和地区にある物件に対する忌避意識

問: 引っ越しなどにあたって、新たに住まいを選ぶ際に、物件が同和地区にある場合、あなたはどうかされますか。



同和問題(部落差別)に関する県民意識調査



和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例の一部改正

(令和6年4月施行)

県では、結婚や就職に際しての身元の調査や不動産取引に関連した調査による部落差別を行った県内事業者が、県からの指導に従わず、さらに県からの勧告にも従わない場合は、その旨を公表することができるよう、条例の一部改正を行いました。

条例の全文はこちら



障害を理由とする差別の解消

障害も差別もない社会

問 障害福祉課

☎073-441-2532 FAX 073-432-5567

障害のある人にとって、日常生活や社会生活において、障害を理由として不利な扱いを受けたり、活動が制限されてしまうなどの社会的な障壁や差別が存在しており、それらを取り除くことが求められています。

県では、令和5年12月（一部は令和6年4月）に「和歌山県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」以下、障害者差別解消条例」を施行し、障害の有無に関係なく、お互いに人格と個性を尊重し合い、ともに生きる社会の実現をめざしています。

和歌山県障害者差別解消条例の概要

障害を理由とする差別の禁止

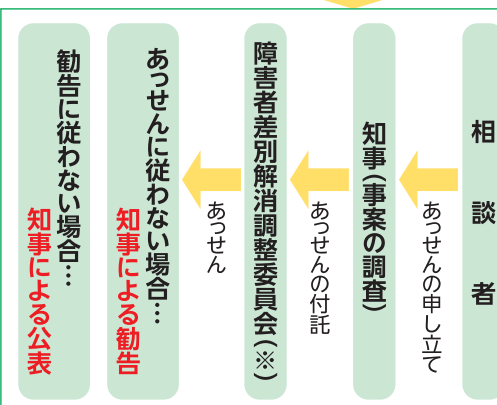
- 障害を理由として差別や権利利益の侵害を行ってはならない。
- 県や事業者は不当な差別的取扱いをしてはならない。
- 不当な差別的取扱いに該当しない正当な理由があるときは、理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。
- 県や事業者は障害者からの申出により、「合理的配慮」を行わなければならない。
- 負担が過重であり合理的配慮が行えないときは、理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。

相談体制

相談者 ↓ 相談窓口
相談者に対する対応
・ 助言、情報の提供
・ 関係者間の調整
・ 関係行政機関への
通知等

相談によっても
解決に至らない場合

紛争解決の体制



※ 障害者差別解消調整委員会
委員：10名以内
構成：学識経験者、障害者、
事業者、行政機関等



合理的配慮の提供

障害者差別解消条例に加え、令和6年4月に施行される改正障害者差別解消法により、新たに事業者は、障害のある人からの申出に応じて、実施に伴う負担が過重でないときに、「合理的配慮の提供」が義務化されます。

日常生活や社会生活の中で提供される設備やサービスは、障害のない人には簡単に利用できるものであっても、障害のある人にとっては利用が難しく、結果として活動が制限されてしまう場合があるため、障害のある人の活動を制限している障壁を取り除く必要があります。

合理的配慮の具体例

① 物理的環境への配慮 例：肢体不自由

【障害のある人からの申出】
飲食店で、車椅子のまま着席したい。

【合理的配慮の提供】

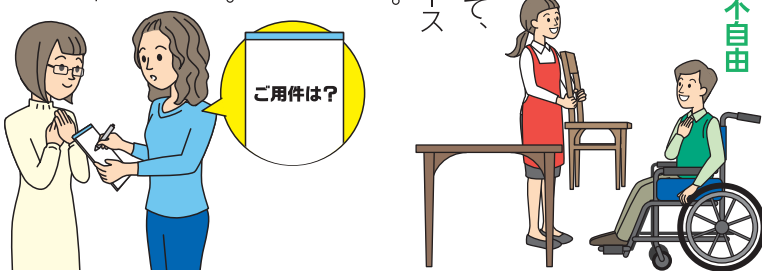
机に備え付けの椅子を片付けて、車椅子のまま着席できるスペースを移動しやすい位置に確保した。

② 意思疎通への配慮 例：難聴

【障害のある人からの申出】
難聴のため、筆談を希望したい。

【合理的配慮の提供】

簡潔に読みやすい字を書いて筆談を行った。



宮地良和さんと盲導犬スイング

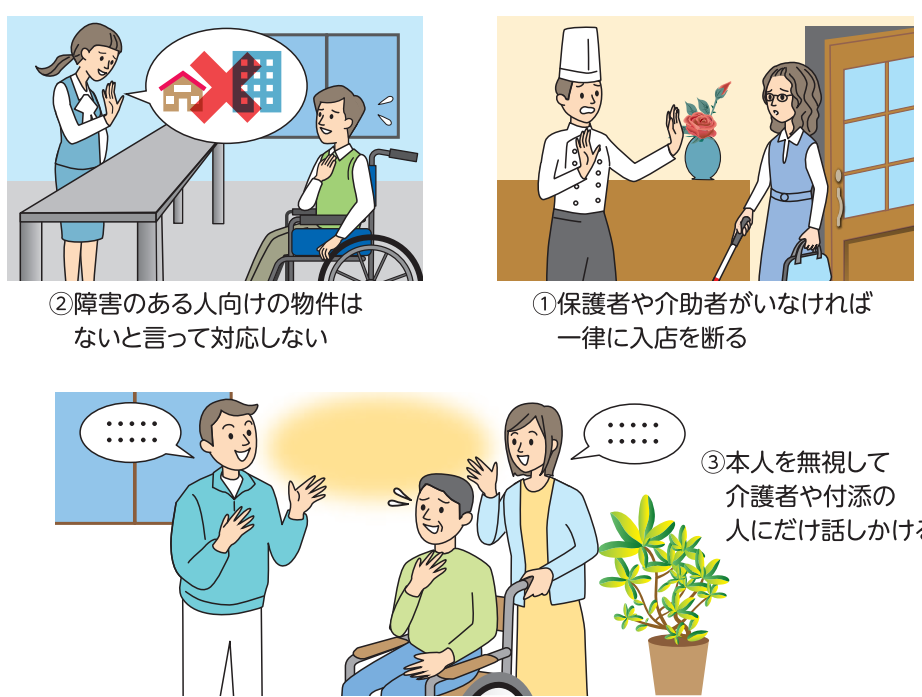
視覚に障害があり、盲導犬と一緒に生活しています。昔は、盲導犬を連れて入店を断られたこともありましたが、今では、盲導犬に対する理解も深まり、どんなお店でも受け入れられるようになりました。スーパーや飲食店では、店員の方から声を掛けてくれ、商品を取ってくれたり、席までの移動をサポートしてくれたりするなど、親切に対応いただくことが多くなったと実感しています。

今回、事業者からの合理的配慮の提供が義務化されることで、障害のある人がお店を利用しやすい環境ができることを期待しています。

不当な差別的取扱いの禁止

企業や店舗などの事業者や行政機関等において、障害があるという理由だけでサービスや各種機会の提供を拒否したり、場所や時間を制限したりするなど、障害のない人と異なる取扱いをすることで、障害のある人を不利に扱う「不当な差別的取扱い」を条例で禁止します。

不当な差別的取扱いの具体例



① 保護者や介助者がいなければ一律に入店を断る

② 障害のある人向けの物件はないと言って対応しない

③ 本人を無視して介護者や付添の人にだけ話しかける

合理的配慮の申出があった場合の過重な負担の判断

「過重な負担」の有無については、個別の事案ごとに、具体的な場面や状況に応じて総合的かつ客観的に判断する必要があります。

- 事務や事業への影響の程度（事務や事業の目的・内容・機能を損なうか）
- 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- 費用や負担の程度
- 事務や事業の規模
- 財政や財務の状況

合理的配慮の提供における留意点

合理的配慮の提供にあたっては、障害のある人と事業者等との間で、「建設的対話を通じて共に対応案を考えていくことが重要です。」

「前例がありません」

… 個別の状況に応じて柔軟に対応する必要があり、前例がないことは断る理由になりません。

「特別扱いできません」

… 障害のある人もない人も「同じようにできる状況」を整えることが目的であり、特別扱いを求められているものではありません。

「もし何かあったら…」

… 漠然としたリスクだけでは断る理由になりません。どのようなリスクが生じるかや、リスクを減らすための具体的な対応を検討する必要があります。

「〇〇障害のある人は…」

… 同じ障害でも、程度などにより求められる配慮が異なります。ひと括りにせず個別に対応を検討する必要があります。



障害者差別解消に関する事例データベース
「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮の提供」の具体例を、障害の種類等に応じて検索できます。



多様な性の在り方の尊重

多様な生き方を認め合う

青少年男女共同参画課

073-441-2510 FAX 073-441-2501

社会における性の多様性への理解が進みつつある一方で、性的少数者（LGBTQ）の方々は日常生活のさまざまな場面での困りごとを抱えています。性的指向やジェンダーアイデンティティ（自分自身の性別に関する意識は、その人らしさや生き方に深く関わる大切な個性の一つであり、十分に尊重されなければなりません）。

県では、パートナーシップ関係にある性的少数者の方々の生活上の困りごとの解消と、多様な性のあり方や性的少数者の方々に対する理解を深めることを目的に「パートナーシップ宣誓制度」を導入します。性別や性的指向等に関係なくすべての人が尊重され、多様な生き方を認め合える社会の実現をめざします。

性を構成する4つの要素



LGBTQとは性的少数者の総称です

- L …レズビアン（女性同性愛者）
 - G …ゲイ（男性同性愛者）
 - B …バイセクシュアル（両性愛者）
 - T …トランスジェンダー（生物学的な性と性自認が異なり、違和感を抱いている人）
 - Q …クエスチョニング（性的指向や性自認が明確でない人）
- フィア（性的少数者を包括する言葉）

性的少数者の支援や啓発活動を行う団体の方にお話を伺いました。

特定非営利活動法人 チーム紀伊水道 副理事長 津村 雅稔 さん



性的少数者の中には、性の多様性に対する周囲の理解が深まっていないことから、自身の性的指向を打ち明けることができなかったり、服装や言葉遣い等の性表現を強制されることで、自分らしく生きることができない人が大勢います。法的な結婚という選択肢を選ぶことができない同性愛者にとつて、パートナーシップ宣誓制度により、これまでなかった選択肢ができ、和歌山で生活してもいいんだという安心感を得られました。この制度が県民にとって性の多様性を考えるきっかけになればと期待しています。

LGBTQと愉快的仲間たち 代表 安西 美樹 さん



トランスジェンダーは、トイレや浴場の問題について、周りの方が不快に思ったり怖がりたりすることはしないという常識的な考えを持っています。自身の体と心の性が異なることを受け入れられず、周囲の誤解もあつて辛い思いをしている人が多くいます。LGBTQに対する偏見や差別は、誤った知識が原因であり、実際にLGBTQの人と接してもらつことで解消していくと信じています。イベントや講演会の開催を通じて、LGBTQに対する理解を深めてもらい、みんなで助け合える社会にしていきたいと思っています。

和歌山県パートナーシップ宣誓制度

（令和6年2月1日導入）

お互いを人生のパートナーと約束する性的少数者のカップルが協力して共同生活を行う「パートナーシップ関係」にあると宣誓したことを、県が証明し、婚姻関係にある夫婦と同等の行政サービスを受けられるようにする制度です。

法律上の婚姻とは異なり、法的な効力は生じませんが、婚姻が認められていない同性カップルや、さまざまな事情により婚姻の届出をしない、あるいはできない性的少数者の方々の尊厳を守り、法令の範囲内でサービスを提供します。

県では、市町村や民間事業者等に対しても、制度の趣旨について理解を促し、性的少数者の方々が婚姻関係にある夫婦と同等のサービスの提供を受けることができるよう働きかけるとともに、性的少数者の方々が安心して暮らせる環境づくりを進めます。

※パートナーシップ関係

一方または双方が性的少数者である二人がお互いの人生において、パートナーとして協力して継続的に生活を共にすることを約束した関係

パートナーシップ関係にある方についての

日常生活の困りごと(例)

- 医療機関で病状説明や面会を求める場面で、家族として扱われない。
- 住宅を借りるとき、自分たちの関係を理解してもらえない。
- 大切なパートナー（家族）であると証明できるものがない。
- 好奇心な目で見られたり、からかわれたりする。

宣誓できる方

- 成年に達している方
- 一方または双方が性的少数者である方
- どちらか一人は県内に住所を有する方（転入予定を含む）
- 配偶者がいない方
- 宣誓者以外の人とパートナーシップ関係にない方
- 宣誓者同士が近親者でない方（パートナーシップ関係に基づく養子縁組を除く）

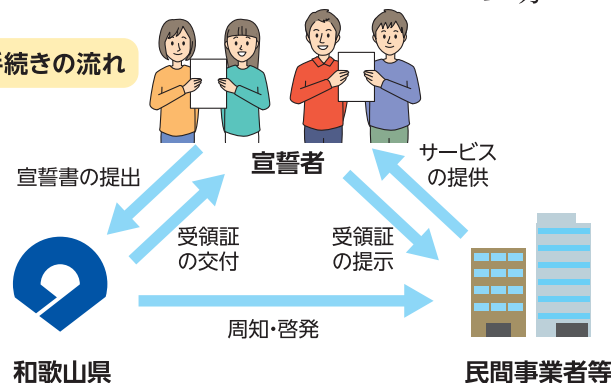
対象サービスの例

- 県営住宅への入居
- 県立病院における家族・親族としての対応
- 心身障害者扶養共済制度

宣誓制度について詳しくはこちら



手続きの流れ



県民・事業者の皆さまへ

宣誓制度を利用したパートナーシップ関係にある方々が、県が発行する宣誓書受領証の提示により、婚姻関係にある方々と同等のサービスや対応を受けることができるようご理解とご協力をお願いします。

和歌山県 第 号
パートナーシップ宣誓書受領証
和歌山県パートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、
パートナーシップの宣誓をされたことを証します。
様 様
年 月 日
和歌山県知事 印

県男女共同参画センター“りいぶる”相談室

【LGBTQ相談(電話・対面)】 日時:第2土曜 14:00~18:00

【総合相談(電話・対面)】

電話(男女とも) 日時:火~日曜 9:00~20:00(日曜は16:30まで)

対面(女性のみ) 日時:火~日曜 9:00~16:30(日曜は15:00まで)

☎073-435-5246 FAX073-435-5247

県障害者権利擁護センター

(使用者による虐待等の相談)

日時:平日 9:00~17:45

☎073-432-5557 FAX073-432-5567

県子ども・女性・障害者相談センター

日時:平日 9:00~17:45

☎073-445-7314 FAX073-446-0036

対面相談、弁護士相談は事前予約が必要です。
詳しくはお問い合わせください。

障害者の権利擁護(弁護士相談)

和歌山弁護士会

相談日:2月16日(金)、3月1日(金) 和歌山弁護士会館
(和歌山市)

相談日:2月21日(水) 橋本保健所(橋本市)

☎073-422-4803 FAX073-436-5322

人権に関する相談窓口

人権全般・同和問題

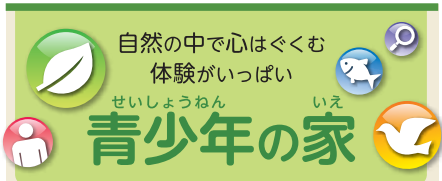
県人権啓発センター 日時:平日 9:00~16:00

☎073-421-7830 FAX073-435-5421

弁護士相談 日時:要問合せ ☎073-435-5420

県人権局(各振興局でも実施) 日時:平日 9:00~17:45

☎073-441-2563 FAX073-433-4540



紀北青少年の家

〒649-7112 かつらぎ町中飯降1317-3
☎0736-22-5530 FAX0736-22-5531

ファミリーキャンプ ～野外料理をしよう～

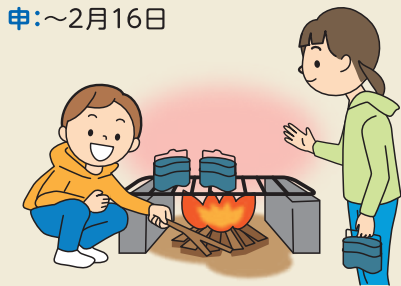
時:3月9日(土)～10日(日)1泊2日
定:8家族 先着順
費:5,000円/人
申:2月1～24日

白崎青少年の家

〒649-1123 由良町大引961-1
☎0738-65-2351 FAX0738-65-2352

小学生だって卒業旅行

野外炊飯、メモリアルクラフト、軽スポーツなど
時:3月9日(土)～10日(日)1泊2日
費:5,000～5,840円/人
対・定:小学6年生 30人 先着順
申:～2月16日



潮岬青少年の家

〒649-3502 串本町潮岬669
☎0735-62-6045 FAX0735-62-0182

ジオラマを作ろう！ (水辺編)

時:3月17日(日)13:00～16:00
対・定:小学生以上(小学3年生以下は要保護者同伴)15人 先着順
費:1,800円/人
申:2月17～28日

※申し込み方法など詳しくは施設へお問い合わせください。

〇〇青少年の家 🔍

県試験場 成果発表会

①果樹試験場
時:2月14日(水)10:00～16:00
場:果樹試験場(有田川町)

②林業試験場
時:2月14日(水)13:30～16:00
場:上富田文化会館(上富田町)

③農業試験場、暖地園芸センター
時:2月15日(木)13:00～15:00
場:農業試験場(紀の川市)

④水産試験場
時:2月19日(月)13:30～15:30
場:水産試験場(串本町)

⑤うめ研究所
時:2月20日(火)13:30～16:00
場:ガーデンホテルハナヨ(田辺市)

⑥かき・もも研究所
時:2月27日(火)13:30～16:00
場:那賀振興局(岩出市)

①～⑥共通
問:研究推進室

☎073-441-2997 FAX073-433-3024
※申込方法など詳細はWEBサイトを要確認



農林大学校林業研修部 公開講座

備長炭生産や森林の持続性についての座学と現場見学を実施

時:2月15日(木)9:10～16:30
場・定:申込先など 10人 先着順

申・問:郵送、電話、FAX、Eメールで氏名、電話番号またはメールアドレス、人数を2月13日までに県農林大学校林業研修部

〒649-2103 上富田町生馬1504-1
☎0739-47-4141 FAX0739-47-4150

☐e0709012@pref.wakayama.lg.jp
※山を歩く服装・靴をご準備ください



難聴者サロン・手話教室

時:【難聴者手話教室】2月19日(月)
【難聴者サロン】3月4日(月)
いずれも13:30～15:00

場・定:ビッグ愛(和歌山市)20人 先着順
対:県内在住の難聴の方
問:県聴覚障害者情報センター

☎073-421-6311 FAX073-421-6411
和歌山県聴覚障害者情報センター 🔍

和歌山かがやき展

盲・ろう・特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級の児童生徒の作品を展示
時:2月14日(水)～19日(月)10:00～17:00 ※14日は11:00～17:00、19日は10:00～12:00

場:県民文化会館(和歌山市)
問:県立和歌山ろう学校
☎073-424-3276 FAX073-424-0310

和歌山かがやき展 🔍

わかやま再就職・転職フェア

時:①2月17日(土)②2月24日(土)③2月26日(月) いずれも13:00～16:00

場:①橋本市サカイキャニング産業文化会館「アザレア」②紀南文化会館(田辺市)③ビッグ愛(和歌山市)

申・問:Eメール、インターネットで氏名、住所、電話番号、メールアドレスを各開催日の5日前までに(株)キャリアブレスユー
☎073-488-3002 FAX073-425-3600

☐jobcycle@c-blessyou.co.jp
(はたらコーデわかやま 🔍)

※一時保育・手話通訳・要約筆記は要予約

WEB合同企業説明会

時:3月5日(火)・6日(水)
いずれも10:00～15:30

場:オンライン
対:令和7年3月卒業予定の学生(高校生を除く)

申・問:インターネットで氏名、年齢、電話番号、メールアドレスを3月1日までに(株)キャリアブレスユー

☎073-425-3331 FAX073-425-3600
UIわかやま就職ガイド 🔍

地域猫対策セミナー

時:①2月18日(日)②3月17日(日)
いずれも13:30～16:00

場:①那智勝浦町体育文化会館②東部コミュニティセンター(和歌山市)

定:①50人②60人 先着順
申・問:電話、Eメールで氏名、電話番号、受講希望会場を食品・生活衛生課

☎073-441-2624 FAX073-432-1952

☐e0316003@pref.wakayama.lg.jp



県庁・県教育庁 ☎073-432-4111 (代表) 郵送:〒640-8585 〇〇課あて(住所不要)

各振興局代表電話		伊 都	☎0736-34-1700	西牟婁	☎0739-22-1200
海 草	☎073-432-4111	健康福祉部	☎0736-42-3210	東牟婁	☎0735-22-8551
健康福祉部	☎073-482-0600	有 田	☎0737-63-4111	健康福祉部	☎0735-72-0525
建設部	☎073-488-7876	日 高	☎0738-22-3111	串本支所	
那 賀	☎0736-63-0100	健康福祉部	☎0738-22-3481	串本建設部	☎0735-62-0755

時…期日・時間 場…場所・会場 対…対象・資格 定…定員 費…費用 申…申込・応募方法
問…問合せ ☐…Eメール 🔍…WEBサイトを検索

掲載のイベントについては、中止や延期になる場合があります。詳しくは主催者にお問い合わせください。

公式SNSで
県政情報を
配信中▶▶▶



X



LINE



Facebook



Instagram



YouTube



春を告げる梅の花が見頃だワン！

わかちあいの会和歌山 「うめの花」紀南交流会

大切な人を自死でなくされた方を支援する講演会、音楽会、交流会

時:3月2日(土)12:30～16:00

場・定:西牟婁振興局(田辺市) 25人 先着順

申・問:郵送、電話、FAXで氏名、住所、電話番号を2月22日までに県精神保健福祉センター

〒640-8319和歌山市手平2-1-2和歌山ビッグ愛2階

☎073-435-5194 FAX073-435-5193



ユアアイ しゅうのうそうだん UIターン就農相談フェア

就農を検討している方向けの相談会・セミナー

時:2月18日(日)10:00～15:00

場:県JAビル(和歌山市)

申・問:郵送、FAX、Eメールで所定の申込書(申込先、わかやま移住定住支援センター、ハローワーク、WEBサイトで配布)を2月12日までに県農林大学校就農支援センター

〒644-0024御坊市塩屋町南塩屋724
☎0738-23-3488

FAX0738-23-3489
☐e0716011@pref.wakayama.lg.jp



かんごしょくいんしゅうしょくせつめいかい 看護職員就職説明会

時:①2月29日(木)13:30～15:30

②3月13日(水)13:00～14:30

場:①県立高等看護学院(紀の川市)

②県立なぎ看護学校(新宮市)

対:保健師、助産師、看護師、准看護師の免許所有者で現在看護業務に就いていない方及び看護師等学校卒業予定者

問:医務課
☎073-441-2605 FAX073-424-0425

かんじゃ かぞく サルコイドーシス患者・家族 交流会

難病患者・家族同士の情報交換・交流会

時:2月28日(水)13:30～15:30

場:申込先

対:サルコイドーシス患者・家族

定:10人 先着順

申・問:電話、Eメールで氏名、住所、電話番号、参加人数を2月26日までに県難病・子ども保健相談支援センター

☎073-445-0520 FAX073-445-0603
☐e0503021@pref.wakayama.lg.jp



ふくし かいご ほいく しゅうしょく 福祉・介護・保育の就職フェア

求職者と事業所の個別面談など

時:3月2日(土)13:00～16:00

場:ビッグ愛(和歌山市)

問:県福祉人材センター「ハートワーク」
☎073-435-5211 FAX073-435-5209

※一時保育・手話通訳・要約筆記は要予約
和歌山県福祉人材センター 🔍

2月号の おしらせ



春を告げる梅の花が見頃だワン！

もよお 催し

みづか ひそ いぞんしょう こうえんかい 身近に潜む依存症講演会

時:2月24日(土)13:30～15:30

場・定:情報交流センター Big・U (田辺市) 40人 先着順

申・問:電話、FAXで所定の申込書(申込先、WEBサイトで配布)2月20日までに県精神保健福祉センター

☎073-435-5194 FAX073-435-5193
※手話通訳・要約筆記は要予約



キューアール QRコードの使い方

読者の方から「QRコードはとても便利なので、みんなに使い方を詳しく紹介してはどうか」と提案をいただきました。

「県民の友」では、問い合わせ先の記載に加え、詳しい情報をいつでも入手していただけるようQRコードを採用しています。お持ちのスマートフォンでご利用ください。

①カメラを起動してQRコードに近づけます

※機種によってはアプリが必要です



②表示されたホームページアドレス(URL)を押して情報を入力

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です

けんちょうわかちから

県庁の若い力



細川 貴広
西牟婁振興局建設部工務課
職種:総合土木職(土木)
採用:平成30年度

土木職として、これまで河川や砂防、道路など幅広い事業に携わってきました。どの事業にもそれぞれの課題があり、さまざまな視点から解決方法を模索する必要があることが、土木職ならではの面白さでもあると感じています。

一番印象に残っているのは、入庁して初めて担当したがけ崩れ対策工事です。民家裏の狭い場所であり重機の搬入が困難だったことや、がけ地が崩れる恐れがあったため対策しつつ工事を進めなければならなかったことなど、とても苦労した記憶があります。完成後は、自分が担当した仕事が目に見えるかたちとなり、地域の方々から感謝の言葉をいただけたときは胸が熱くなりました。

日頃から、県民や工事関係者との積極的なコミュニケーションを心掛け、自分だけの考えや思い込みにとらわれず、いろいろな視点や考え方を自分の仕事に生かすことを大切にしています。今後も向上心を忘れることなく精一杯取り組み、皆さんに喜んでいただける仕事につなげていきたいです。

元気ある県職員を募集 採用情報はこちら▼



あんぜんうんてんそうだん

安全運転相談ダイヤル

運転に不安を感じたら、
まず相談!!

和歌山県警察
安全運転相談ダイヤル

#8080

シャブハレバレ

※相談受付は平日9時～16時

病気に
なった

動きが
鈍くなった

運転中
ヒヤッ
とした

物忘れが
多くなった

和歌山県警察本部運転免許課
☎073-473-0110
和歌山県警察

きくにもりぜい

紀の国森づくり税

和歌山県は、県土の約77%が森林です。森林は、私たち県民に多くの恵みを与えてくれています。特に、県土の保全や水源のかん養などに欠かせないものとなっています。その森林を守り育て、次の世代に引き継いでいくための財源として、「紀の国森づくり税」を平成19年度から導入しています。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

問:税務課
☎073-441-2182 FAX073-423-1192



そうだん

相談

ともなしゃっきんもんだい

ギャンブルに伴う借金問題
弁護士相談会

べんごしそうだんかい

時:3月2日(土)13:30～16:15
場・定:申込先 4人 先着順
申・問:電話で氏名、電話番号を2月22日までに県精神保健福祉センター
☎073-435-5194 FAX073-435-5193





しほうしょし

そうぞくとうき

司法書士による「相続登記は
お済みですか月間」無料相談

げっかんむりようそうだん

土地や建物の相続登記や遺言、遺産分割協議の相談

時:①2月1日(木)～29日(木)(土・日・祝を除く)②2月17日(土)
いずれも10:00～16:00
場:①県内の司法書士事務所②県司法書士会(和歌山市)※いずれも要予約
申・問:県司法書士会
☎073-422-0568 FAX073-422-4269
和歌山県司法書士会



けんのうりんだいがっこうのうがくぶ

県農林大学校 農学部

時・場:3月4日(月) 申込先
定:園芸学科30人・アグリビジネス学科10人
願書配布:申込先、WEBサイト
申・問:郵送で2月9～16日
までに県農林大学校農学部
〒649-7112かつらぎ町中飯降422
☎0736-22-2203 FAX0736-22-7402



けんりつさんぎょうぎじゅつせんもんがくいん

県立産業技術専門学院

時:3月9日(土)9:30～
場:和歌山産業技術専門学院(和歌山市)、田辺産業技術専門学院(田辺市)、東牟婁振興局(新宮市)
対:【普通課程】高等学校卒業(見込)者及び離転職者等 ※理容科のみ中学校卒業(見込)者も可
【短期課程】軽度の知的障害のある方
定:各科数人～十数人程度(募集のない科あり)
費:普通課程のみ2,200円(県証紙を入学願書に貼付して納付)
願書配布:各学院、ハローワーク
申・問:在籍学校やハローワークを通じて2月5～26日に各学院
和歌山産業技術専門学院
☎073-477-1253
FAX073-477-1254
田辺産業技術専門学院
☎0739-22-2259
FAX0739-22-3123





さくげん

プラスチックごみ削減キャンペーン

プラスチックごみ削減の取組を選択して応募すると、抽選で30名に賞品をプレゼント

対:県内在住・在勤・在学の方
申・問:Instagramで投稿または郵送、FAX、Eメール、インターネットで所定の申込書(申込先、WEBサイトで配布)を2月29日までに循環型社会推進課
☎073-441-2675 FAX073-441-2685
✉e0318001@pref.wakayama.lg.jp



ぼしゅう

募集



しよくぎょうくねん

職業訓練

就職に有利な専門知識や技能を習得

科目:①パソコン基礎も学べる介護職員初任者養成科
②パソコンも学べる医療・調剤事務科
③ネットショップ・Webサイト制作科
④ビジネスパソコン基礎科
⑤CAD・生産サポート技術科
⑥電気設備技術科
⑦住環境計画科
⑧⑩仕事に役立つ初歩からのパソコン基礎科
⑨⑪農業科
⑫OA事務科
場:①～⑦和歌山市⑧有田市⑨御坊市⑩岩出市⑪かつらぎ町⑫日高町
申・問:ハローワーク(申込締切日あり)
和歌山労働局 職業訓練

けんりつわかやまこうぎょうこうとうがっこう

県立和歌山工業高等学校

ていじせいせんか

定時制専科

高等学校卒業生を対象として3年生に編入、工業の専門科目を2年間で学ぶ

時:【予備面談】～3月6日(水)
【出願期間】～3月7日(木)
【入学検査】3月26日(火)
場・定:申込先 若干名 選考
対:高等学校を卒業または令和6年3月末日までに卒業見込みの方
申・問:県立和歌山工業高等学校定時制
☎073-444-2472
※入学検査前に予備面談を受ける必要があります。詳しくは要問合せ

かいご

きそけんしゅうかいしゅうしよくそうだんかい

介護の基礎研修会・就職相談会

時:3月1日(金)・2日(土) いずれも9:30～
場:ビッグ愛(和歌山市)
対・定:介護の仕事未経験で県内での就職を希望する方など 20人 先着順
申・問:郵送、電話、FAX、Eメールで氏名、住所、年齢、電話(FAX)番号を開催日の10日前までに県介護普及センター
〒646-0012田辺市神島台6-1(福)真寿会内
☎0739-22-6589 FAX0739-22-6569
✉wakaigo2020@gmail.com
※就職相談に関する問合せは県福祉人材センター「ハートワーク」
☎073-435-5211 FAX073-435-5209
和歌山県福祉人材センター

りかい

ヤングケアラーを理解するための講座(全3回)

こうざ

本来は大人が担う家事や家族の世話などを日常的に行っている子供(ヤングケアラー)について研究者・当事者・支援者等から学ぶ

時:①2月16日(金)14:00～16:00
②2月22日(木)14:00～15:30
③2月29日(木)14:00～15:30
場:和歌山城ホール(和歌山市)
対:県内在住・在勤・在学の方
定・費:各60人 抽選 2,000円
申・問:郵送、FAX、Eメール、持参で氏名、住所、電話番号、希望日時・会場を3月4日(17時必着)までに花を愛する県民の集い事務局(県民生活課内)
☎073-441-2598 FAX073-433-1771
✉e0313001@pref.wakayama.lg.jp
※手話通訳・要約筆記は要予約



しんたいしょうがいしゃ

ようせいこうざ

身体障害者パソコンボランティア養成講座

障害のある方のパソコン操作を支援するボランティアを養成する講座

時:2月17日(土)・18日(日)9:30～15:30
場・定:ビッグ愛(和歌山市) 5人 先着順
申・問:郵送、電話、FAX、Eメールで氏名、住所、電話番号、FAX番号を2月13日までに県点字図書館 〒640-8319和歌山市手平2-1-2和歌山ビッグ愛5階
☎073-488-5721 FAX073-488-5731
✉wakaten@wakaten.jp
和歌山県点字図書館

なんさくまの

南紀熊野ジオパークフェスタ

①講演会「今改めて、南紀熊野ジオパークの魅力は！」
時:2月24日(土)13:30～15:00
場・定:申込先 80人 先着順
申:電話、FAX、Eメール、インターネットで名前、電話番号を1月29日～2月19日に南紀熊野ジオパークセンター
※手話通訳・要約筆記あり
②ジオパーク活動の紹介や地元産品販売ブースなど
時:3月3日(日)10:00～15:00
場:潮岬青少年の家(串本町)
①②共通
問:南紀熊野ジオパークセンター
☎0735-67-7100 FAX0735-67-7191
✉e0320005@pref.wakayama.lg.jp
南紀熊野ジオパーク

きょうしつ

ハンギングバスケット教室

時:①3月20日(祝)②3月22日(金)③3月23日(土)
いずれも13:00～15:00
場:①東牟婁振興局(新宮市)
②中央コミュニティセンター(和歌山市)
③日高振興局(御坊市)
対:県内在住・在勤・在学の方
定・費:各40人 抽選 2,000円
申・問:郵送、FAX、Eメール、持参で氏名、住所、電話番号、希望日時・会場を3月4日(17時必着)までに花を愛する県民の集い事務局(県民生活課内)
☎073-441-2598 FAX073-433-1771
✉e0313001@pref.wakayama.lg.jp
※手話通訳・要約筆記は要予約



むりょうていがくしんりょう
無料低額診療を受けられます

経済的な理由により必要な医療を受けることができない方々に対し、医療機関が独自に無料または低額な料金で診療を行っています。詳細やご利用の相談は実施医療機関に直接お問合せください。



実施医療機関	電 話	所在地
済生会 和歌山病院	073-424-5185	和歌山市
和歌山生協病院	073-471-7711	
和歌山生協病院 附属診療所	073-471-8171	
生協芦原診療所	073-423-4349	
河西診療所	073-451-6177	湯浅町
済生会 有田病院	0737-63-5561	



バレンタイン
ジャンボ宝くじ発売

バレンタインジャンボ・バレンタインジャンボミニが同時発売されます。宝くじの購入はぜひ県内で。

発売期間:2月14日～3月15日

問:財政課

☎073-441-2160

FAX073-422-8384



第23回和歌山県市町村対抗
ジュニア駅伝競走大会
交通規制のお知らせ

2月11日(祝)10:45～12:45頃

区間ごとの交通規制に
ご協力をお願いします。

市町村代表の小・中学生が、和歌山市内(紀三井寺公園～和歌山マリーナシティ～和歌浦～雑賀崎～県庁)の全長21.1km(10区間)を駆け抜けます。

問:スポーツ課 ☎073-441-3753 FAX073-423-1660



かくていしんこく イータックス ペンリ
確定申告はe-Taxが便利です

確定申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」からマイナンバーカードを使用してe-Tax(電子申告)で提出ができます。

マイナポータル連携を利用すると、控除証明書データなどを自動で入力することができます。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

問:各税務署

確定申告書等作成コーナー



けんけつ
「はたちの献血」キャンペーン

その一歩が、だれかの一生になる。はたちの献血

毎年1・2月は献血にご協力いただける方が減少します。あなたの血液で救える命があります。「はたち」の若者を中心に、みなさまの献血へのご理解とご協力ををお願いします。

問:薬務課 ☎073-441-2660 FAX073-433-7118



じどうしゃ けんさ とうろくてつづ
自動車の検査・登録手続きは
お早めに

毎年3月は、自動車の検査や登録関係の手続(廃車、名義変更など)が最も多く、月末近くになると窓口が混雑します。できるだけ3月中旬までに手続をお願いします。

問:【登録手続】和歌山運輸支局

☎050-5540-2065

【自動車税】税務課分室

☎073-422-2150

FAX073-424-1773



●施設無料開放日のご案内

県立博物館:2月4日(日)、3月3日(日)

県立自然博物館:2月28日(水)、3月27日(水)

紀伊風土記の丘:2月1日(木)、3月1日(金)

●県立近代美術館は4月26日まで工事及び展示準備のため休館中

けんりつ はくぶつかん
県立博物館 *

☎073-436-8670 FAX073-436-6643

〒640-8137和歌山市吹上1-4-14

9:30～17:00(入館は16:30まで) 休館/月曜(祝日の場合次の平日)

展 企画展「高野山寺領の村」

高野山寺領で暮らした人々の生活や文化を紹介

開催中～2月12日(祝)

展 企画展「新収蔵品展」

平成29年度以降に収集した

和歌山の歴史を語る文化財を紹介

2月23日(祝)～4月14日(日)



けんりつ しぜん はくぶつかん
県立自然博物館 *

☎073-483-1777 FAX073-483-2721

〒642-0001 海南市船尾370-1

9:30～17:00(入館は16:30まで) 休館/月曜(祝日の場合次の平日)

- ① ①恐竜をさがせ！！ 3月10日(日)10:00～13:00
②巨大アンモナイトをさがせ！！
3月24日(日)13:00～16:00
場:①広川町山本②湯浅町栖原
対・定・申:小学生以上(小学生は保護者同伴) ①30人
②20人 抽選 ①～2月18日②～3月3日

けんりつ としょかん
県立図書館

☎073-436-9500 FAX073-436-9501

〒641-0051和歌山市西高松1-7-38

9:00～19:00(土日祝は18:00まで) 休館/月曜(祝日の場合次の平日)、毎月第2木曜

① 南葵音楽文庫アカデミー春

①3月2日(土)・②3日(日)いずれも13:30～15:30

場:①丹鶴ホール(新宮市)②県立図書館

定・申:①40人②60人 先着順 2月2日～

けんりつ きなん としょかん
県立紀南図書館

☎0739-22-2061 FAX0739-22-4773

〒646-0011 田辺市新庄町3353-9

(県立情報交流センター Big-U内)

9:00～19:00(土日祝は18:00まで) 休館/月曜(祝日の場合次の平日)、毎月第2木曜

① おはなし会(読み聞かせや紙芝居)

2月18日(日)、3月3日(日)いずれも11:00～11:30

定:33人 先着順

なんき くまの
南紀熊野
ジオパークセンター

☎0735-67-7100 FAX0735-67-7191

〒649-3502 串本町潮岬2838-3

9:00～17:00

展 ラムサール条約湿地パネル展

世界湿地の日(2月2日)に合わせ串本の海を展示パネルで紹介

2月2日(金)～16日(金)

❁の施設は入館料が必要

(65歳以上、障害者、高校生以下、外国人留学生は入館無料)

展は展示

①はイベント

きい ふどき おか
紀伊風土記の丘 *

☎073-471-6123 FAX073-471-6120

〒640-8301和歌山市岩橋1411

9:00～16:30(入館は16:00まで) 休館/月曜(祝日の場合次の平日)

展 冬期企画展「紀伊半島の東と西 縄文・弥生時代の地域性」

1月20日(土)～2月25日(日)

① 館長講座 3月2日(土)13:30～15:30

対・定・費・申:小学生以上 30人 先着順 100円 2月16日～

① 古墳公開 3月3日(日)13:30～15:00

① フトシ先生と観る風土記の植物

3月9日(土)13:30～15:30

対・定・費・申:小学生以上 30人 先着順 100円 2月23日～

しよくぶつこうえんりよつか
植物公園緑花センター *

☎0736-62-4029 FAX0736-63-2570

〒649-6211 岩出市東坂本672

9:00～17:00(入館は16:30まで) 休館/火曜(祝日の場合次の平日)

2月の花ごよみ 梅、ツバキ、クリスマスローズ、洋ラン

① やってみよう! ドラム缶楽器スチールパン

2月17日(土)・18日(日)10:00～、11:10～各1時間

定・費・申:各回5人 先着順 1,000円 事前申込

① やってみよう! のり先生と水彩画

2月24日(土)13:30～16:00

定・費・申:10人 先着順 1,000円 事前申込

かたおなみこうえん まんようかん けんこうかん
片男波公園万葉館・健康館 *

☎073-446-5553 FAX073-446-5554

〒641-0022和歌山市和歌浦南3-1700

9:00～17:00(入館は16:30まで) 休館/月曜(祝日の場合次の平日)

① 体験教室「バレンタインフラワーディッシュ」

2月12日(祝)13:30～15:30

対・定・費・申:小学生以上 8人 先着順 1,600円 事前申込

① あさもよし きのくに歴史講座「富本銭と和同開珎～

古代国家の貨幣政策と紀伊」

3月20日(祝)14:00～15:30

対・定:中学生以上 20人 先着順

費・申:500円 事前申込



どうぶつ あいご
動物愛護センター *

☎073-489-6500 FAX073-489-6504

〒640-1251 紀美野町国木原372

10:00～17:00 休館/火曜

① 犬猫の飼い方講習会・譲渡会

①2月2日(金)・11日(祝)・25日(日)、3月10日(日)・15日(金)・24日(日) いずれも11:00～②2月16日(金)11:00～

③2月19日(月)11:00～④2月26日(月)13:00～

場:①動物愛護センター②湯浅保健所(湯浅町)③東牟婁振興局(新宮市)④新宮保健所串本支所(串本町)

※犬・猫の譲渡を受けるには、講習会の受講が必要です。センターでは受講者に常時譲渡を行っています。

※犬の譲渡は狂犬病ワクチン接種代2,700円が必要です。

① 「高齢動物(犬・猫)のケア」に関する特別セミナー

3月3日(日)13:30～14:30

対・定・申:犬・猫の飼養者等 36人 先着順 ～3月2日

相談窓口

※相談方法は下記  マークに記載しています。

※対面相談をご希望の場合は、事前に各相談窓口へお問い合わせください。

けいさつそうだん 警察相談

☎ #9110 / ☎ 073-432-0110
日時: 毎日24時間

けんみんそうだん こうつうじこそうだん 県民相談/交通事故相談

- ① 県民相談室 ☎ 073-441-2356
県交通事故相談所 ☎ 073-441-2359
 - ② 西牟婁振興局 ☎ 0739-26-7903
 - ③ 東牟婁振興局 ☎ 0735-21-9611
日時: 平日9:00～17:30
※振興局窓口は不定期
-  日時: 要問合せ

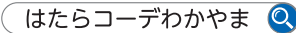
しょうひせいかつそうだん 消費生活相談

- ① 県消費生活センター (和歌山市)
☎ 073-433-1551
- ② 県消費生活センター 紀南支所 (西牟婁振興局内) ☎ 0739-24-0999
日時: 平日9:00～17:00 (①②)
土日10:00～16:00 (①電話のみ)

はつたつしょうがいしゃそうだん 発達障害者相談

県発達障害者支援センター ポラリス (和歌山市)
☎ 073-413-3200 FAX 073-413-3020
✉ polaris@jtw.zaq.ne.jp
日時: 平日10:00～12:00、13:00～16:00
(水曜は13:00～16:00のみ)

しゅうしよくそうだん 就職相談

わかやま就職支援センター (和歌山市)
☎ 073-421-8080
✉ info@hataracoode.com
 日時: 9:30～18:00 (火曜・祝日除く)

いりょうあんぜんそうだん 医療安全相談

医療課 (各保健所でも実施)
☎ 073-441-2611 FAX 073-424-0425
日時: 平日9:00～12:00、13:00～16:00
 日時: 要問合せ

こころ けんこう そうだん 心の健康相談

県精神保健福祉センター (和歌山市)
 ☎ 073-435-5192
日時: 平日9:30～12:00、13:00～16:00
 ☎ 0570-064-556
日時: 毎日24時間
 ☎ 073-424-1713
日時: 平日9:00～17:45

ろうどうそうだん 労働相談

- ① 労働情報センター (和歌山市)
☎ 073-436-0735
日時: 火～金曜16:00～20:00
土・日曜10:00～16:00 (祝日除く)
- ② 県労働委員会
 ☎ 073-441-3781
日時: 毎月第1・3水曜13:00～15:00

にゅうようじ そうだん 乳幼児きこえとことば相談

県聴覚障害者情報センター (和歌山市)
☎ 080-4882-8177 FAX 073-421-6411
✉ w.mimi.s@watyosyokyo.or.jp
日時: 平日9:00～17:45
※対面相談は各地域の保健センター等で実施。ご希望の方は市町村の担当保健師にお問合せください。

ふくし くじょうそうだん 福祉の苦情相談

県福祉サービス運営適正化委員会 (和歌山市)
☎ 073-435-5527 FAX 073-435-5584
✉ kujou@wakayamakenshakyō.or.jp
日時: 平日9:00～17:00

じどうそうだんしよ ぜんこくきょうつう 児童相談所全国共通ダイヤル

 ☎ 189
 ☎ 0120-189-783
日時: 毎日24時間

こそだ おやかかんけいそうだん 子育て・親子関係相談

こども家庭庁
親子のための相談LINE
日時: 平日10:00～20:00



わかものそうごうそうだん 若者総合相談

若者サポートステーション With You
① 和歌山市 ☎ 073-428-0874
② 橋本市 ☎ 0736-32-0874
③ 田辺市 ☎ 0739-24-0874
日時: 平日10:00～17:00


せいぼうりょくむいがいそうだん 性暴力被害相談

わかやまmine (マイン) ☎ #8891
日時: 毎日24時間

がいこくじんそうだん 外国人相談

県国際交流センター (和歌山市)
☎ 073-435-5240
✉ wa-world@wixas.or.jp
日本語・英語
日時: 10:00～16:00 (水曜除く)
フィリピン語・中国語
日時: 月・木・土曜 10:00～16:00
ベトナム語
日時: 木・日曜 10:00～16:00

おうえん きいちゃん応援コラム



みんせいいん 民生委員・児童委員

民生委員は、児童委員を兼務し、主任児童委員とともに、地域の方々が安心して暮らすことができるように見守り活動を行ったり、支援を必要とする住民の相談相手となって、行政や専門機関へつなぐ役割を担うなど幅広い活動をボランティアで行っています。近年、地域社会における交流機会が減少する中で、委員の活動に大きな期待が寄せられています。



和歌山県民生委員児童委員協議会 会長 松下明さん

やりがいに気づいて教えてほしいワン！

普段からの声掛けや見守り活動を通じて、地域の方々とのつながりを大切にしています。これまで築いてきたつながりから、自分を頼りにして困りごとの相談や困っている人がいることを教えてくれたときは、地域との結びつきを実感することが出来ます。

地域には、高齢者や障害のある人、子供や子育て中の人などさまざまな住民がおられ、課題を抱えた方も多くいます。そういった方々に寄り添い、心を開いてくれたときは、強くやりがいを感じます。

県民へのメッセージをお願いしますワン！

私たちは地域からの信頼を得て選任され、厚生労働大臣の委嘱を受け、活動しています。今後も皆様の期待に応えられるよう取り組んでまいりますので、お困りごとがあればいつでも私たちにご相談ください。

委員活動に携わることで、地域の魅力を再発見し、地域に愛着を持つことができるようになります。活動にご興味のある方は、お住まいの市町村担当課へお問い合わせください。



登下校の見守り活動

人権連載
気づき
こころの
あふれ

部落差別のない
社会の実現に向けて

問 人権政策課
073-441-2560
073-433-4540
FAX 073-433-4540

部落差別 (同和問題) とは、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であることなどを理由にさまざまな差別を受けるといふ、我が国固有の人権問題です。

部落差別は今もなお発生しており、昨年には、した。県としては、捜査機関などと連携し、安全確保をはじめ差別事件への対応を行っています。このような行為は、人間の尊厳を傷つけるものであり、決して許されるものではありません。

私たち一人ひとりが部落差別は許されないという認識を持ち、自分自身の人権問題としてとらえ、みんなで差別や偏見のない社会を築いていきたいと思います。

広報番組のお知らせ

放送内容・時間は都合で変更する場合があります。



テレビ

テレビ和歌山 WTV

きのくに21 日曜 9:30・[再] 18:00

2月 4日 パートナーシップ宣誓制度

2月 11日 男女共同参画センターいびる25周年

2月 18日 障害者差別解消条例

2月 25日 知事対談

県民チャンネル 月・火・木・金・土曜 21:55

マンスリー県政 ニュースワイド 毎月最終金曜 19:30



ラジオ

和歌山放送 WBS

みんなを笑顔に! 和歌山県政 日曜 18:30

ラジオでお届け! 県政最前線 火曜 15:45

県庁だより 毎日 11:40・[再] 月~金 18:00



インターネット

YouTube

和歌山県公式チャンネル

県の施策や魅力、きのくに21を動画で配信



和歌山県優良県産品

プレミア和歌山

『プレミア和歌山』は、“和歌山らしさ”“和歌山ならではの”
の視点で審査し、優良な県産品を推奨する制度です。

グラマラ酢

県産の山椒や温州みかんの皮、九重酢
をブレンド。料理や飲み物にも相性が
良くかんたんに何にでも使える便利な
お酢です。

認定特定非営利活動法人
健康とコミュニティを支援するなるこみ
☎073-471-3148



抽選で**10名**様に「**グラマラ酢**」をプレゼント!

2月20日(火) <消印有効>までに住所、氏名、年齢、
電話番号、商品名、県民の友への感想を記入し、ハガ
キで〒640-8585 (住所不要) 広報課「プレミア和歌山」
係へご応募ください (WEBサイトからも応募可)。



※皆さんの個人情報は、個人情報の保護に関する法律に
基づき適切に取り扱います。

問: 広報課

県民の友最新号

☎073-441-2032 FAX073-423-9500

知事メッセージ

幸福追求の権利 憲法13条に もとづいて



障害を理由とする不当な差別や社会的な壁を取り除くため、「障害者差別解消条例」をつくりました。「障害」の「害」の字に違和感を持つ方もおられます。「障害」をつくっているのは社会の側であるという考え方を前提に、「害」という漢字を使っています。今は障害のある人を「チャレンジド」と呼ぶことが多く、「挑戦する人」という前向きな意味なので、今後とも実務上は「チャレンジド」を使っていきます。

また、「部落差別解消推進条例」を改正しました。結婚や就職の際の身元調査や土地調査により部落差別を行った県内事業者に県から勧告しても従わない場合、その旨を公表することができるようにし、県としての強い姿勢を示します。

さらに、「パートナーシップ宣誓制度」を導入します。一方または双方が性的少数者である二人が「パートナーシップ関係にある」と宣誓したことを証する受領証を県が発行します。これまでも、県の行政サービスなどにおいて、原則的に法律婚、事実婚、同性カップルを同様に扱ってきましたが、その取り組みをより明確にするため導入します。

これらはすべて、憲法13条の「幸福追求の権利」にもとづくものです。日本国憲法では、すべての個人の生命、自由、幸福追求の権利が最大に尊重されています。私は、この13条が憲法の条文の中で最もたいせつなものだと考えています。県民一人一人が個人として、幸福を追求する権利が守られるよう、これからも努めていきます。

和歌山県知事 **岸本 周平**

広告

広報課WEBサイトから県民の友のバックナンバーを
ダウンロードできます。

県民の友



総合
評価値

80

・古紙/パルプ配合率 70%以上
・塗工量 30g/m²以下

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙で
リサイクルできます。